

平成30年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年4月5日（月）午後2時 玉名市役所 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美
25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則
29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子
33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 小山 博
係長 竹森 明德 参事 松倉 司 主任 大原 三和

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第19号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第20号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第21号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第22号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第23号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第24号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第12号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第13号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） それでは、総会を始めたいと思います。

本日は委員総数38名全員御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。新年度を迎えまして、今、紹介がありましたけれども、3名の方が他部署に配属になられまして、新しく3名お迎えして新スタートを切るわけでございます。二階堂局長につきましては、1年間だけ他部署で頑張っておりまして、また帰ってこられたので、農業委員会のいろんなシステムや全部ほとんど精通されておりますので、あと2名の方が初めての農業委員会関係ということでございますので、皆さんの御指導御鞭撻、よろしくをお願いいたします。

それでは早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。今日の議案は、議第19号より議第24号までの86件と報告第12号より13号までの35件が提案されております。慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） また、本日の議事録の署名委員は、32番の出口委員と33番の井本委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速、議事に入ります。

まず議第19号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） では、議案1ページをお願いいたします。

議第19号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、愛知県日進市と石貫の申請人で、石貫の畑246㎡の外、計570㎡を相手方の要望と隣接地取得により売買するものです。

2番、横島町の申請人で、大浜町の田576㎡外10筆、計18,647㎡を子へ一括贈与するものです。

3番、横島町の申請人で、横島町横島の田571㎡他2筆、計2,312㎡を贈与するものです。

4番、築地と横島町の申請人で、横島町横島の田1,223㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

5番、中と横島町の申請人で、横島町横島の田2,024㎡他1筆、計4,481㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

6番、天水町の申請人で、天水町竹崎の田2,181㎡を生活資金充当と経営拡張により売買するものです。

3ページをお願いいたします。

7番、天水町と熊本市西区の申請人で、天水町尾田の畑2,266㎡他3筆、計6,656㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

8番、天水町の申請人で、天水町小天の畑1,059㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町部田見の畑600㎡他2筆、計2,335㎡を子へ贈与するものです。

以上9件、合計39,464㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○18番（取本一則君） 1番の案件について御説明を申し上げます。18番、取本です。

譲渡人は愛知県のほうに住んでおられて、耕作ができないということで、この譲受人の家屋のすぐ隣接地にこの農地がございまして、この譲受人も野菜畑を欲しいというような思いがあって、この売買が成立いたしております。何しろ、まだ本人も若うございまして、経営面積も結構石貫にしては結構持っておられます。基準面積も満たしており、許可相当と判断いたしております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、3番、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。

2番、3番について説明します。

まず、2番ですが、譲渡人と譲受人は親子であり、申請理由は子へ一括贈与で、何ら問題なく、許可相当と思います。

次に3番につきましても、申請理由は小作地取得で下限面積も問題なく、許可相当と判断いたしております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○26番（高田優子君） 26番、高田です。4番の事案について説明いたします。

受渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張に伴う申請、耕作面積も満たしており、何ら問題ないと判断しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。5番の案件について説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされており、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○32番（出口京子君） 32番、出口です。6番の案件について説明します。

譲渡人は、生活資金充当のためです。譲受人は経営拡張のためです。下限面積を満たしており、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、お願いします。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。7番の件について説明します。

譲渡人は労働不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も達していますので、何ら問題なく許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは8番、9番、どうぞ続けてお願いします。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。8番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張です。人手も多く、問題はなく、許可相当と判断します。

次に9番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係で、先のことを考えて早めに子に贈与するものです。問題はなく、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、担当委員の説明が終わりました。皆さんより、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第19号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第19号については、許可することに決定しました。

次に、議第20号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページをお願いいたします。

議第20号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、熊本市中央区と岱明町の申請人で、岱明町鍋1,103㎡を耕作不能と相手方の要望により、平成30年4月5日から5年間契約するものです。

以上、1件、合計1,103㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。1番の件について説明いたします。
貸人は、耕作不能、借人は相手方の要望です。

問題点なく許可相当と判断します。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見・御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第20号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第20号は承認することに決定しました。

次に、議第21号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第21号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町の申請人で、大浜町の田925㎡外1筆、計1,265㎡を相手方の要望と経営拡張のため、平成30年4月5日から5年間契約するものです。

2番、岱明町の申請人で、岱明町高道の畑1,156㎡を農業者年金受給のため、平成30年4月5日から10年間契約するものです。

3番、横島町の申請人で、横島町横島の田531㎡他10筆、計14,770㎡を農業者年金受給のため、平成30年4月5日から10年間契約するものです。

以上3件、合計17,191㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず1番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 1番の案件について、説明いたします。8番、松本です。

貸人は相手方の要望、借人は経営拡張ということで、下限面積もクリアしておりますし、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。

貸人と借人は親子関係で、申請は農業者年金受給のためです。10年間です。現在、米とハウス等で頑張られております。問題ないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番どうぞ。

○26番（高田優子君） 26番、高田です。3番の案件について説明いたします。

貸人と借人は親子で、農業者年金受給のための申請です。何ら問題なく、許可相当と思います。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第21号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第21号は、承認することに決定しました。

次に、議第22号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい、7ページをお願いいたします。

議第22号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が伊倉北方の畑682㎡です。当初、個人住宅としての転用許

可が出ていたところ、他に適地が見つかったため、今回、申請地を資材置き場及び駐車場として利用するという事業計画変更申請となったものです。

以上1件、合計682㎡を御提案しております。

去る4月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について担当委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○12番（志水武保君） はい、12番、志水です。

私がですね、そのあとの23号の5番のことで、この前現地調査に行ったわけでございますけれども、ちょっとだいぶ昔のことになりますけれども、昭和55年5月30日に転用許可後が下りておるならば、宅地か何かになっておるはずだけれども、何で農地で転用許可後とここに書いてあるわけですね。この時点で23号のあれで転用のあれで見に行ったんですけれども、何で、昭和55年の5月30日に転用許可後とて書いてあるけん、許可があつとるはずだけんで、載るちゅうはなかはずばってん。おかしかなとずっと思いよったですね。だいぶ、昔かなて、昭和55年で。

○事務局長（二階堂正一郎君） 昭和55年に一度、この当時の計画者の方で転用の許可がおりております。個人住宅としてですね。そのまま。

○12番（志水武保君） 書いてあるとは、意味は分かる。それで、何でその時に転用がしてあるたい。農地だったつかなと思うとたいな。

○事務局長（二階堂正一郎君） 家はまだ建ててないということですよ。事業が終わっていない、終了してないから。

○12番（志水武保君） そのままだったわけ。転用許可が下りても農地だったわけ。

○事務局長（二階堂正一郎君） 介在畑としての課税はしてあったわけですね。

○12番（志水武保君） それで農業委員会がよかて言うなら、それでよかですよ。これには関係なかけんで、23号の5番だけでよかけん。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。18番です。

今、局長が言われた介在畑で課税はしてあると思います、て言いなはったばってんが、ほんなこて課税してあるとですか。

○事務局長（二階堂正一郎君） 確認しております。

○18番（取本一則君） それば、確認したね。なら、よかです。

○3番（清田順次君） ちょっとよかですか。現況はこれは、転用が介在農地というこ

とで、宅地にならないかるところば、こら畑で耕しとらしたというか、そういう野菜畑を作りよらしたということじゃなかですか。そういうことは、なか。

○12番（志水武保君） 現地ば見てですね。それは、雑種地並みの、農地ではなかです。それで、たぶん転用してあるてだけで宅地かなと思っておったら、この前見に行かなだったけん、おかしかなて。したらそれだけけん。それで通るなら、それでよかですよ。

○18番（取本一則君） 事務局長がはっきり説明ばしてやれよ。登記してあれせんと、宅地にならんとじゃないと。法務局のほうは家建てて。

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、転用許可が下りれば、例えば個人住宅での転用許可が下りた場合ですね、個人住宅を建てられて、そのあとに登記をするというんですかね。地目の変更登記とかを。この方の場合は、当初計画者の方は個人住宅を建てるつもりで転用許可まではもらっておられます。所有権移転もされております。そのあとに、また別の所に実際は家を建てられてそちらに住まわれています。ですので、転用許可は下りているんですけれども。

○12番（志水武保君） 転用してなかったと。

○事務局長（二階堂正一郎君） 転用はされていないですね。ですので、今度これをまた別の方に譲られる場合は、この事業計画変更承認とあわせて5条の転用許可の申請をされる必要があるので、今回、この2件が出ているという形になります。

○12番（志水武保君） はい、分かりました。

○議長（永田知博君） 今の志水さんの説明と、いろいろ御意見が出ましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今の説明が終わりましたので、ほかにこの件について御意見御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、今の件につきまして採決に移ります。

議第22号、農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

いずれも異議がないものと認め、議第22号については、承認することに決定しました。

次に議第23号、農地法第5条、農地転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい、8ページをお願いいたします。

議第23号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が亀甲の畑53㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑408㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が山田の畑2,038㎡外2筆、計4,007㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑682㎡で、転用目的は資材置き場及び駐車場です。先ほどの議第22号1番の申請の5条申請分になります。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が片諏訪の田102㎡で、転用目的は進入路。持ち分2分の1の所有権移転の申請です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において、居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能となるものです。

7番、申請物件が石貫の畑858㎡で、転用目的は行政区画の返還です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において、居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能となるものです。

8番、申請物件が石貫の畑107㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町山下の畑495㎡他1筆、計627㎡、内1筆は持ち分5分4のみの所有権移転で、転用目的は個人住宅となっております。主に495㎡

の部分が住宅用地、132㎡の部分を進入路として使用する計画です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が天水町立花の田606㎡で、転用目的は個人住宅及び貸農業用倉庫です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上10件、合計7,950㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る4月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたしますけれども、受付番号1番につきましては、始末書が提出されておりますので、事務局より読み上げます。

それでは、1番から担当委員の説明をお願いいたします。

○事務局参事（松倉司君） 事務局の松倉です。

始末書を読み上げます。

「—1番の案件について始末書朗読—」

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、1番について御説明を申し上げます。3番、清田でございます。

場所は208号線沿いの山本眼科の東側の市道を玉名町小学校の中央正門ですかね、西側というふうな場所でございます。始末書のごとく、70年前ということで隣接地を取得したということでございますが、その時に53㎡の田も譲受人の故意によってお借りをしとったということで、そのまま放置をされてそのまま出入口として利用をしていたということでございますが、今回、追認許可ということで、担当地区委員としては許可相当というふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、2番、3番、4番については、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

2番からどうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人はアパート住まいで、個人住宅等をとっていたら、これですね親からの私有地の提供がありましての申請で、場所は築山小学校の北西200mぐらいの所で、閑静な住宅地の一角で、西側を市道が通り、ほかは親の農地、道路より少し高くなっているので造成はなく、境をブロックで囲み、出入口だけ少し削って入れるようにするというので、家は木造平屋建てで、給排水は公共上下水道を利用し、雨水は集水枡をもうけ集水を西側市道の側溝へ放流。周りの農地にも十分配慮するというので、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、3番の案件。

申請人はアパート住まいで、個人住宅ということでの申請です。場所は築山小学校の北北東、玉名バイパスの山田入口から北へ400mぐらいの所で、周りは北側を市道が走り、ほかは宅地です。造成は周りをブロックで囲み、盛り土をして芝張りとし砂利敷きをして、雨水は自然浸透をはかりオーバー分を集水枡を設置し、北側市道側溝へ放流。家は木造平屋建てで給排水は公共の上下水道を利用。周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番の申請人は老後に安定した収入を得るために、太陽光発電システムを設置するための申請で、場所は蛇ヶ谷公園の南西部の3カ所です。1番目が1300番地の2,038㎡で、324枚のパネルをして87.48キロワット発電。2番目が1392番地で1,000㎡、同じく324枚の87.48キロワット、3番目が松尾の1473番地で969㎡で、これも同じく324枚で87.48キロワットです。太陽光発電のために給排水は関係なく、雨水は自然浸透で増水もなく、防水シートを張るくらいだそうです。周りは耕作放棄地が多く、農地には影響なく、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番の志水です。先ほど22号であった関連の一つでございますけれども、これは今度の譲受人が会社を経営しておられまして、手狭になってということで、ちょうど周辺地が売りに出たということで売買が成立したということでございます。この土地を買われて砂利敷きにして、コンテナ置き場と資材置き場並びに原料の輸送、製品の輸送に対する大型車の駐車場を兼ねて申請するというのでございます。周りにはブロックを置いて、土砂が流れないように十分注意を図るということでございます。何ら問題はないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

○12番（志水武保君） 続きまして、6番ですね。

6番はですね、譲受人が去年、おばさんが亡くなられましたので、農地が全部と家屋敷、購入されたわけですね。その時に、購入された時の家屋敷に入る道が、まだ農地のままだったということで、これはやっぱりちゃんとしとかないかんということで、今のこの申請に至ったわけでございます。それで、この半分までは隣接者の方と、半分分けの2分の1ずつの買い上げということで、何の問題もないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、7番、8場、続けてお願いします。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。

ここの譲受人は石貫4区の区長さんで、一応、地縁団体を今、設立されておられて、現在の公民館がもう60年ぐらい前に学校の廃材を使って建てられているような公民館でございました。その土地も借地でございまして、土地の人が当初のじいちゃんの代のときにその貸し借りをされておりましたので、今のお孫さんが、もう返してくれということでの依頼があつておられて、この土地を物色されて、すぐそばにこの土地があつたものですから、譲渡人から譲受人のほうにお願いをされて、快く譲受人をされたということでございます。北側と西側のほうは市道に隣接しておられて、市道より約2m50cmぐらいの高台になっております。周りは少し擁壁をして土止めをするということでございまして、平屋の公民館を建てるということでございます。汚水については合併浄化槽で対応しまして、雨水については枡で地下浸透ということでございます。駐車場は土地の北側のほうに公民館を建てまして、南側のほうには駐車場ということで、約17台ぐらいの車が駐車場利用が配置になっております。何ら問題なく、許可相当と判断しております。

8番につきましては、この譲受人の方は神奈川の横浜の方でございまして、今回のこの物件のすぐ隣接が、この譲受人のおじさん、高齢の方でございまして、一人住まいで「もう先が自分はないから」ということで、この間行ったらそういうことを言っておられました。車の運転はされずにバイクだけで乗っておられて、だからこの譲受人が家屋敷を購入されて、おじさんの土地を購入されたものですから、すぐその市道に面したところにこの107㎡の土地がございましたので、ここを自分はすぐそばの譲受人の人にご相談して、駐車場として整備したいということでの今回の申請でございまして、神奈川からおじさんの所にたまに帰って来て、おじさんの面倒を見たいということでの申請でございました。何ら問題なく、許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは9番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。9番の案件について、説明いたします。

現在、両親と中土に住んでおられますが、新築するにはちょっと手狭で、両親との2世帯で同居され、2世帯で各部屋が少ないもので、そのため申請地をこの場に決められました。場所は玉名市岱明支所の近くです。熊本中央金庫の前を通った3mぐらいの高さの畑です。そこはもともとその銀行さんが、分厚い生コンで固めてありますので、畑には影響ありません。そこが東側と南側には住宅がありまして、西側は譲渡人の土地が、ここの申請は5分の4なんですけれども、5分の1の農地をまだ残したままに西側がなっております。北側は畑で今麦を作られています。ここは、平地でそのまま浸透ということです。木造の平屋と駐車場と、そしてその高まりに行くまでの進入路はもともとコンクリで固めてありまして、今度家まで行くところの進入路を含めて5分の4の面積の申請です。給水は市の上水道と生活雑排水は市の下水道へ繋ぐということで、雨水は敷地内に浸透を設け、オーバー部分は集積枡を設けて通路側の側溝に流されるということです。何ら問題なく、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、お願いします。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。10番の件、説明します。

天水総合支所より西寄りに約800mぐらい来たところでございますが、個人住宅を建てるそうで、個人住宅と貸農業倉庫ということになっております。親子関係であり、小さい道を挟んで南側に家を建てるそうであります。生活排水は合併浄化槽を設けるそうです。その浄化槽の水は、南側に水路がありますので、そこに排出するそうです。生活水はボーリングを予定しております。貸農業倉庫となっておりますが、親が一部利用するそうで貸農業倉庫となっております。雨水はそのまま南側に水路がありますので、そのまま排出するそうです。現地調査の結果、何ら迷惑も掛けることもなく許可相当と思われれます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から10番まで、担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

○17番（高根政明君） はい、すみません。17番、高根ですが。

1番の始末書を朗読されましたけれども、72年前から、1番の清田委員さんは

税金に関しては、敏感の方なんですけれども、事務局にお尋ねしますけれども、ここ税金あたりはどがんなつとたつですか。調べたでしょ。72年前、終戦直後。

○事務局長（二階堂正一郎君） 雑種地で課税をされてあります。

○17番（高根政明君） 雑種地。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい。

○17番（高根政明君） 雑種地で。家屋並みの評価で。調べたな。はい、ありがとうございます。

○議長（永田知博君） それでは、採決に移ります。

議第23号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第23号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第24号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 11ページをお願いいたします。

議第24号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の12ページから13ページが総括表、14ページから18ページまでの集計表となっております。玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が6件、17,824㎡、利用権設定が56件、155,422㎡、合計62件、173,246㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、説明が終わりました。皆さん、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第24号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第24号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

4. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第12、13号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい、19ページをお願いいたします。

報告第12号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回19ページから26ページまでの31件、合計101,771㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

報告第13号、農地の形状変更届出について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回4件、合計2,182㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の報告が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他何かございませんでしょうか。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。ちょっと事務局にお尋ねしたいんですけども、2ページ、6番。これ申請理由。これは見ればもう分かるとばってんですけどね、これもやっぱり申請理由になるわけですよ。どうですか、事務局。

答えがなかごたるですね。

代理人の方、行政書士さんか司法書士さんて思うわけたいね。この申請理由で申請が出たんでしょ、農業委員会に。これもここで知り得たことを、私たちが他に洩らせば守秘義務違反になるよね。名前からびしゃっと出ておるわけだから。この辺の何というの、指導というかな、ほかの申請理由あたりは、やっぱり申請に出たこ

とをここに掲載はするわけかな。

意味、分かった。

会長、ほかになかごたるけん、よかです。3年間農業委員ばしたばってんが、こがんした申請理由は初めて目にしたわけよね。何とつかね、ほか理由が農業委員会としても指導とつかね、その辺はでけんだったつかね。申請者も譲渡人もそがん書いとんなはったつかも分からんばってんですたい。

○事務局長（二階堂正一郎君） 申請理由につきましては、ちょっと申請人にもう一度よく意見を聞きまして、この辺もちょっと考えさせていただきたいと思います。すみません。たぶん、相手方の要望なり何なりでの申請理由でも大丈夫かなとは思いますが、ちょっと検討したいと思います。

○議長（永田知博君） 高根委員、今のでちょっとよかですか。

○17番（高根政明君） はい、ありがとうございました。

○議長（永田知博君） ほかに、何かございませんか。

それでは、貴重な御審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第4回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時01分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年4月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 出口 京子

農 業 委 員 井本 義和